

平成 26 年 10 月 3 日

各 位

東京都品川区東品川四丁目 12 番 8 号
株 式 会 社 S J I
代 表 取 締 役 社 長 李 堅
(JASDAQ: 2315)

問合せ先：
経営企画本部 副本部長 藤 井 肇
TEL 03-5769-8200 (代表)

子会社異動を伴う株式譲渡契約の中止に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成26年8月26日付で開示した「子会社の異動（株式譲渡）および特別損失の計上見込みに関するお知らせ」に関して、本件「子会社異動を伴う株式譲渡契約」（以後「本譲渡契約」という。）の中止を決議しましたので、下記の通りお知らせ致します。

記

1. 子会社異動を伴う株式譲渡契約を中止する理由

当社は、平成 26 年 8 月 26 日開催の当社取締役会及び当社の連結子会社である SJI (Hong Kong) Limited (以後「SJIHK」という。)の董事会にて、当社の連結子会社であり SJIHK が所有する中訊軟件集団股份有限公司(英文名:SinoCom Software Group Limited、以後「SinoCom」という。)の株式の一部を Smart Specialists Limited (以後「買主」という。)へ譲渡する旨の決議、契約締結を経て、平成 26 年 10 月 3 日を株式譲渡実行日として準備を進めて参りましたが、本日開催の取締役会において平成 26 年 8 月 26 日付にて締結しました本譲渡契約の実行中止を決議いたしました。

本譲渡契約の手続きにおいては、予め SinoCom 株式に設定されていた担保権の解除が、契約上の前提となっております。この担保権解除の過程において、買主の資金証明となる銀行残高証明書の入手に時間が掛り、当初予定の日程には間に合わなかったものの買主から銀行残高証明書を入手することはできました。しかしながら、当初予定の日程を遵守できなかったために担保権者からの担保権解除同意書は契約上の予定日までに入手できず、買主への担保権解除同意書の提出は行うことはできませんでした。

その後、引続き買主および担保権者との協議を続ける一方で、SinoCom 株式の市場価格の上昇によって、当社に有利な条件での新たな売却先の可能性が出てくる等の環境の変化がありました。このため、本譲渡契約を当初の予定通りに維持することが最も合理的な経営判断であるとまでは言えない状況となりました。

これらを総合的に勘案した結果として、本日、買主に対し、株式譲渡交渉の打ち切りを通知することを当社及び SJIHK において決定し、SJIHK より買主に通知することとした次第です。尚、契約上、担保権解除同意書の買主への提出が契約上の予定日までに間に合わなかった場合は、売主買主ともに債務不履行責任を負わないまま契約を終了できることとなっております。

今回、本譲渡契約は中止に至りましたが、今後、当社の中国オフショア開発事業の進むべき方向性として、当社が国内で受注したソフトウェア開発事業の一部を在中国の当社グループ子会社と協働・連携して開発する事業方針に変更はありません。当社と致しましては、引き続き本件株式譲渡を始めとする財務体質改善施策の実施と持続的成長の両立に向けて鋭意取り組んで参ります。

2. 業績に与える影響

平成 26 年 8 月 26 日付開示の「子会社の異動（株式譲渡）および特別損失の計上見込みに関するお知らせ」にて本子会社の異動（株式譲渡）に伴い発生する譲渡損失については、特別損失として約 560 百万円を第 2 四半期連結会計期間において計上する予定としておりましたが、今回の株式譲渡契約締結解除により当社の連結業績に与える影響は無くなりましたことをお知らせ致します。

以上